



## し尿浄化槽は届け出と正しい維持管理を!!

市では、市内河川をきれいにするため、市民ぐるみの河川净化運動を実施しています。

河川汚濁の原因は、事業場排水もありますが、約六割が生活系排水にあると言っています。生活系排水は台所、洗濯、洗面、浴室などの雑排水と、水洗便所の排水とに大別されます。

雑排水については、ためます」設置を奨励していますが、下水道供用地域以外の水洗便所については、浄化槽を設置し適正な維持管理をしなくてはなりません。

し尿浄化槽は、佐賀保健所管内で約六千八百基(七月末現在)が設置されており、そのうち佐賀市が約五千七百基とその八四%を占めています。そのほか無届けもあると見られ、この「無点を収集しました。

そこで、これらの民具と漁具などを

消滅の危機にさらされている民俗文化財を残そうと市教委員会では、五月下旬から調査をしていましたが、みなさんのご協力によりこれまでに約六百点を収集しました。

一堂に集めた「佐賀市民俗文化財展」

を、十月二十五日から三十日まで、市役所の市民ホールで開くことになりました。

この文化財展では、蓮池町の中野豊

子さんから寄贈された明治時代の軍服

や鍋島町の松尾ヨネケサさん寄贈の同

時代の国語読本、巨勢町の三浦義澄さ

ん寄贈の嘉永年間のそろばん、薬研(や

げん)、蓮池町の黒田侃さん寄贈の酒入

(安政六年の年号入り)、東佐賀町の

田平家から出てきた佐賀藩士の出陣日

展示される酒入れ(安政六年)や薬研、糸まきなど

市消防本部では、初期消火の技術を習得していただくと共に防災意識の向上をと、市民参加による消火訓練と火災実験を行います。各家庭で粉末消火器をお持ちの方は、持参されるとその消火器で実際に消火方法を体験していただき、先着百人に使用した消火器の薬剤を無料で入れ替えます。訓練終了後、消火器が当たる抽せん会も行います。

△とき=10月8日(金)午後一時から四時まで。  
△ところ=市消防本部  
部グラウンド(兵庫町藤木)。

消防管理者資格取得講習会を開催

九時から午後四時半までと、十一月十八日前九時から午後四時半までと、十一月十九日三時半までの二日間。場所は市消防本部四

## 消防訓練にご参加を!

消火器が当たる抽せん会も



(昨年の訓練から)

## 違反建築防止週間です 10月15日 建築相談所を開設

日から十七日まで、市では、計画区域に指定されているため建築物の新築や増改築などを行う場合すべて事現場への立ち入り点検を提出しな

10月15日 建築相談所を開設



## 新聞講読勧誘にご注意を!!

景品や無料紙の提供は違法です

あなたの地区で  
「行政相談」

▽相談内容=金銭・土地・建物・交通事故・公害・夫婦親子関係など一切のもの。

▽一日合同行政相談所  
相談内容は、主に恩給・年金・保険について。国・県・市の職員が相談をお受けします。十時から午後三時まで、場所は市民会館。問い合わせは佐賀行政監察局(☎2222)。

10月1日は「法の日」、これから七日までの一週間は「法の日週間」として各種の行事が行われます。今日は、法によって個人の基本的権利を擁護し社会の秩序を確立するために、国を挙げて法を尊重する精神を高めるために設けられたものです。

10月1日は「法の日」、これから七日までの一週間は「法の日週間」として各種の行事が行われます。今日は、法によって個人の基本的権利を擁護し社会の秩序を確立するために、国を挙げて法を尊重する精神を高めるために設けられたものです。

10月1日は「法の日」、

## “ふとん”を捨てたのはだれ?

ゴミ集積所に出さないで



(大型ゴミは自分で清掃センターへ持ち込むか市へ収集の申し込みを)

電気器具類=テレビ、洗濯機、掃除機、冷蔵庫など。  
厨具類=流し台、ガスレンジなど。  
車両類=自転車、子供用三輪車、乳母車など。  
トランク類=臨時ゴミ=引っ越し、日曜大工など、一時に多量に出るゴミ。

収集の申し込み、問い合わせ

10/1

## 無料法律相談所を開設

10月1日は「法の日」、これから七日までの一週間は「法の日週間」として各種の行事が行われます。今日は、法によって個人の基本的権利を擁護し社会の秩序を確立するために、国を挙げて法を尊重する精神を高めるために設けられたものです。

10月1日は「法の日」、

